

## 利用定員の設定について

### 1. 利用定員について

利用定員は、子ども・子育て支援新制度において、施設・事業者が施設型給付の対象となることの確認を受ける際に定める人数であり、その設定は、施設・事業者からの申請に基づき、1号・2号・3号認定子どもの区分に応じて市町村が行うこととなります。利用定員の設定にあたっては、認可定員の範囲内で設定することが必要であり、認可定員を超えて設定することはできません。各施設の利用定員の内訳は次の資料1-2を御確認ください。

### 2. 利用定員の設定に関する法律上の規定（子ども・子育て支援法（抜粋））

（特定教育・保育施設の確認）

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 3. 審議内容

本市の子ども・子育て会議は、法第72条第1項の審議会に位置付けているため、利用定員の設定について意見を聴くものです。

### 4. （参考）就学前児童数及び入所者数等の推移

就学前児童数は、年々減少していますが、保育需要の高まりに伴い、申請児童数及び入所児童数は増加しています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
就学前児童数	12,234	12,161	11,861	11,544	11,173	10,914	10,778
申請児童数	3,954	4,222	4,395	4,609	4,723	4,889	5,008
保育需要率	32.3%	34.7%	37.1%	39.9%	42.3%	44.8%	46.5%
入所児童数	3,798	4,027	4,211	4,434	4,571	4,639	4,762
待機児童数	18	13	5	0	1	22	5